

第76回郵政民営化委員会議事録

- 1 日時：平成24年5月9日（水）16：35～17：05
- 2 場所：郵政民営化委員会室（永田町合同庁舎3階）
- 3 委員：老川委員、清原委員、西室委員、三村委員、米澤委員
- 4 議事：委員紹介、委員長の選出、委員長代理の指名

○事務局

では、予定の定刻よりも5分早いスタートではございますけれども、全委員の方がおそろいでございますので、5分早めでございますけれども、ただいまより郵政民営化委員会、第76回目の会合となりますけれども、開催をさせていただきたいと思っております。

郵政民営化委員会事務局の南でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

この度メンバーの皆様がお代わりになってございますので、委員長が選出されるまでの間、しばらく私の方で議事を進行させていただきたいと存じます。

当委員会につきましては、郵政民営化法第20条の規定に基づきまして委員は5名と、委員会令の第1条に基づきまして委員の過半数がご出席いただく必要があるということになってございます。

本日は委員5名全員がご出席をいただいておりますので、定足数を満たしているところでございます。

会議のスケジュールということでございますが、お手元に議事次第と付けをさせていただいております。このとおりお進めをしていただきたいと思いますと考えております。

それでは委員長を選出していただきますことに先立ちまして、委員の皆様のご紹介ということで一言ずつご挨拶をいただければ恐縮でございます。

まずは西室委員、お願いいたします。

○西室委員

はい。

○事務局

そのまま結構でございます。

○西室委員

そうですね。では座ったままで失礼します。西室でございます。

ずっと東芝という会社で、今でもまだ元に戻って東芝の相談役となっておりますけれども、社長、会長を務めて、それで2005年に会長を終わったところで東京証券取引所の会長ということで、東京証券取引所に移らせていただきました。

その後、その年の暮れに色々な事故が重なって、急に会長兼社長に就任ということになり、合計で丸5年東京証券取引所にいたことになります。

一昨年東京証券取引所を終わりにして、東芝の相談役に戻り現在に至っております。

それ以外に政府関係の役職色々、財務省、総務省等お手伝いさせていただいておりますけれども現在は、財務省の政策評価に関する懇談会の座長をやらせていただいております。

それ以外には、あとはあまり残っていないとは思いますが外務省関係の、日本国際問題研究所の会長という仕事もでございます。

その他、政府関係以外でもいろいろなことをやらせていただいております。

今回のお話は、出来ればお受けしないで済ませたいと思ったのですが、是非ともやれとの事でしたのでお受けすることにしました。お受けした以上は、前向きに仕事をして行きたいと思っておりますので今後とも宜しくお願いいたします。

○事務局

ありがとうございます。

続きまして老川委員、お願いいたします。

○老川委員

読売新聞の老川でございます。

私は主として政治部、政治畑、読売新聞の政治部長、大阪本社におりまして6年半ばかり、本社で専務、副社長、社長、その後東京に戻りまして東京本社で副社長、社長兼編集主幹。編集主幹というのは編集紙面、紙面編集でございまして、ということをして昨年5月までやっておりました。その後現在のグループ本社、グループ本社というのはいわゆるホールディングス、そちらの方の最高顧問、名前ばかりで恐縮ではございますが、現在そういう立場でございます。要するに新聞記者でございます。

また仕事もずっと今まで政治の取材が中心で、途中3年ちょっとワシントン、ちょうどロッキード事件の頃で、ワシントンにおりました。

従って外交問題、そっちの方はいろいろ手がけておりましたけれども、郵政問題というのはあまり直接接したことがなく、お見受けしたところ皆さんの中で私一人が素人と、こういう感じではありますが、新聞社の立場からご参考になることがあれば発言したいと思っております。

それから、政治問題と同時に労働問題も担当しておりました関係で、公務員制度の問題にも関わったという経緯から、現在人事院の参与もさせていただいております。

そんなことでありますが、この委員会を通じまして、いろいろと勉強させていただきながらご意見を申し上げさせていただければと思っております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○事務局

ありがとうございました。

次に米澤委員、お願いいたします。

○米澤委員

早稲田大学の米澤です。

ご高名な方がいらっしゃる中で私に関しては知らない方が多いのではないかと思います。

私、早稲田大学といえども日本橋、コレド日本橋の中にあります、いわゆるビジネススクール、社会人大学院で教えております。私、ファイナンス研究科というところにおります。

専門は何かといえますと、平たく解り易く言うと金融なんですけれども、細かくいいますとファイナンスです。説明が必要かと思えますけれども、金融の方が少し広く、マクロみたいなものも含めて議論するといった感じです。

ファイナンスは、あまり最近はいいいイメージがないかもしれませんが、金融工学だとかデリバティブだとか、そういうようなことをかなり細かく数理的にやるというのがファイナンスです。私はそうは言っても典型的な文化系です。マクロ的なことよりはミクロ的なことをやるのがファイナンスになります。そちらの方で教えております。

これまでは金融ですからその中で郵貯問題もずっと興味はもっておりましたし、それから恐らくこの委員にご指名いただいたのは以前に郵政行政審議会、途中から情報通信行政が追加されましたが、そちらの委員をやっておりましたので、その関係で指名されたのかなと思っております。

審議会では最初は公社でスタートして、いろいろ郵貯、簡保も含めて議論させていただいておりましたが、途中から民営化になりまして、郵便事業しか議論出来なくなって、それがちょっと残念でした。

その間で、私の印象ですけれども、公社の時は非常に元気が良かったかなという印象があります。民営化になってくると、どうもうまくいかなかったのではないかなという印象があります。

いずれにしてもこの委員会、郵政に対してもう少し頑張れというようなことを言うのが1つの使命かなと思っておりますので、そういう点から提言させていただければ有難いかなと思っております。

またいろいろ、今後の問題につきましては、少し広く自己紹介させていただきながら議論できればと考えております。よろしく申し上げます。

○事務局

ありがとうございました。
次に清原委員、お願いいたします。

○清原委員

みなさんこんにちは、東京都三鷹市長の清原慶子と申します。私は平成15年2003年の4月30日から三鷹市長を務めておりまして、今年の4月30日から10年目になります、3期目の市長でございます。市長になります前は、大学の教員をしております、その時の専門はメディア学、情報社会論、情報政策論というところでしたが、特に教育でありますとか、福祉でありますとかそういう分野における情報の在り方を、利用者視点にたった社会調査など基盤に政策提言していくという手法で取り組んでおります。その一環として住んでおります三鷹市においても市民の一人として他の市民の皆様と一緒に地域での活動などしてございました。そうしたことがあり、思いがけず10年前から市長を務めるということになりました。今回、郵政民営化委員会委員を拝命するに当たりまして、私の立場としては、郵便あるいはさまざまな関連諸サービスにおいて、「利用者」の立場、視点からできる限り、論点とか方向性を発言できれば基礎自治体であります市長としてはひとつの役割を果たせるかなと思っております。もう一つは、私たちの行政は、市民の皆様は税金等を納めて頂いております。そこで、その税金を納めて頂く場合、直接市役所に来て頂くこともありますが、ゆうちょの方から口座の振り替え、あるいは納付に利用していただくということで、郵便局が身近に市民の皆様の納税の一つの金融機関となっております。あるいは、市は公金を扱っております、その公金というものを扱う一つの重要な機関として、ゆうちょはあります。そういう意味では自治体の立場からも、私としては問題提起や、方向性を発言できればなと思っております。特に市は、全国で810あるんですが、町村を含めると1700ぐらいになります。私は東京都の一つの市の市長でございますが、地域によっては広域で人口が少ないところもあれば、中山間地で大変状況が深刻で郵便局が唯一の金融、あるいは保険の機関であるような土地柄のところもございます。できるかぎり東京の市長としての視点だけではなくて、全国津々浦々の地域特性を持った基礎自治体の観点からも発言ができればと願っているところです。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局

ありがとうございました。
次に三村委員、お願いいたします。

○三村委員

青山学院大学の三村でございます。専門はマーケティングと流通です。マーケティングの中でも特にサービスマーケティングに関心をもってやっています。特に郵政事業に関しましては、長く郵政審議会等に参加させていただきまして、一連の流れを体験してきたということですが、やはりこの大きな環境変化の中で、このようなパブリックな性格をもつ事業がどのように新しい体制へとうまく転換していけるのかということについて興味を持っております。今回、非常に重要な法改正を前提として、事業としての社会性と健全さを両立させるということでございますので、私なりにこの社会的ニーズに応えるべく議論に参加していきたいと存じます。どうぞよろしくお願いいたします。

○南事務局次長

ありがとうございました。続きまして事務局のほうもメンバーをご紹介させていただきたいと思いません。

○清水事務局長

事務局長の清水でございます。小泉内閣の時に郵政行政局長をやっておりました。

○井川事務局次長

事務局次長の井川でございます。よろしくよろしくお願いいたします。

○南事務局次長

それでは手元の議事次第に従いまして、議事を進めさせて頂きたいと思っております。議題2に委員長の選出ということがあります。民営化法の23条におきまして、民営化委員会の委員長を置いて、委員の互選によってこれを定めるという定めになっているところがございます。できましたら、委員の皆様からご推挙をお願いできればと思います。

○老川委員

はい。先ほどご紹介の中でありました西室委員、長年お仕事でも経営でも経験され、東京証券取引所の会長、それから政府の審議会も郵政審議会、財政審の会長等々大変ご経験も豊富でありますので当委員会の委員長にお願いしたら一番適任ではないかと思えます。

○一同

賛成

○南事務局次長

ただ今委員の皆様のご賛同を頂きましたので、西室委員長に以後の議事につきましてはよろしくお願ひ申し上げます。

○西室委員長

それではまず、ご挨拶の方からさせて頂きたいと思えます。皆様にご賛同いただき、これから委員長をやらせて頂きますのでよろしくお願い致します。今回のお話は極めて重要なことですので、皆様と一緒にいろいろなことを基礎の方から積み上げた勉強も併せてやりながら方向性を決めていきたいと思えます。それから、議事の進行について、恐縮でございますがこれから先、できれば「さん」付でお互いにやらせていただければと思えます。よろしくお願ひいたします。それから、この話が昨日発表になりましたから急に忙しくなったような気がいたします。これは大変なものを引き受けたなと感じております。これは皆様方も同様だと思えますけども。これから先、3年間なんとか全力でやらせて頂きます。それでもう一つ、ただいまこの場で第76回郵政民営化委員会を開催するといたしまして、お手元の議事次第の第3が委員長代理の選出でして郵政民営化法第23条第3項に、「委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。」とございます。その規定に従って、本日委員長代理を恐縮ですが指名させていただきます。恐縮でございますけども、米澤さんに是非とも委員長代理ということでお願ひします。やはりアカデミックな部分が一番私に欠けているものでして。

○一同

賛成

○西室委員長

それでは米澤さんに、委員長代理をお願いするとして、ご挨拶をお願いします。

○米澤委員長代理

アカデミックな視点からということでは任が重たいかなと感じがいたしますけども、アカデミックはアカデミックなので一生懸命やらせて頂きたいと思えます。私は早稲田大学の社会人大学院ですので、授業は夜なんです。実は今日の20時30分からあるんですけど、逆に昼間はわりと暇なものですので、ほとんど私は出席できるんじゃないかと。その点でも、よろしくお願ひします。

○西室委員長

どうもありがとうございました。最後に議事にはございませんけども、時間がございますので、事務局の方から今回改正された郵政民営化法のポイントについて簡単に説明を受けようと思えます。

○南事務局次長

恐縮でございます。また詳細につきましては改めて時間を取っていただきましてご説明の機会を取っていただければありがたいと思います。お手元に今回の議員立法で改正されました郵政民営化法の概要という横長の右肩に資料3とついている資料がございます。ほんとに手短かにポイントだけ説明させていただきたいと思います。従来の民営化法と今回の改正後の民営化法の大きな違いでポイントとして3つここでは述べさせていただきたいと思います。ユニバーサルサービスの範囲という点につきまして、従来は郵便だけでございましたけども、これは郵便、貯金、保険それぞれの基本的サービスを三事業一体で全国あまねく公平に利用するというをあらたに義務付けることとしたということが大きな変更点でございます。それからいわゆる議論の焦点となりました株式の保有関係でございますけども、政府が日本郵政に3分の1超を有する義務があるという点については変更ございません。しかしながら下の株、いわゆる金融2社の株式の持ち方につきましては、従来10年間で全株、期限を付けて全株処分するというふうに義務付けられておりましたが、右側でございますとおり、ここは文字通りご覧になっていただく必要があるわけですが、全株処分することを目指すということも義務ではございません。しかしながら金融2社の経営状況、ユニバーサルサービスの影響を勘案しながらできる限り早期に処分することが義務付けられたのでございます。よく努力規定というふうに言われることがございますけども、文字通り全株処分することを目指して、できる限り早期に処分すること自体は努力義務ではなくて、ちゃんとした法定義務になっているということでございます。それから今後民営化委員会の方で中心的なテーマになるだろうと思っております、金融2社の上乗せ規制の部分でございます。この部分につきましては、民営化法に基づく認可制という基本は変わりございません。しかしながら、今回の変更点としまして、金融2社の株式が2分の1以上処分されて子会社でなくなるという時点の変化をとらえて、届出制に緩和されることとなります。しかしこの届出制は単なる届出ではなくて、競争関係への配慮義務、それから民営化委員会への通知義務が新たに課されます。従いまして、政府と民営化委員会のダブルチェックの仕組みというは変わらないと。なおかつ問題がある場合に監督上の命令ということで、サービスの全部を止めるということも含めた監督上の命令の対象になるというところが大きな変更点でございます。資料3の3ページ目を簡単にご説明いたしますと、これが世に言われる私ども2階建のバスの構造というふうに申し上げておりますけど、1階部分の保険業法の金融庁によります認可、ここはまったく今回変更を加えてございません。しかしながら、2階建部分の民営化法に基づく、総務省と金融庁の認可と言われるものが、株式の2分の1処分後は届出+α、先ほど申し上げました諸々の義務と政府とに変更が加えられました。したがって、上乗せ規制という「対等な競争条件を確保するための仕組み」そのものは維持をされています。ここはアメリカ等に対しましても誤解のないようにきちんと説明していく必要があるというふうに考えてございます。資料3の前に1枚だけ、郵政民営化委員会の主な権限一覧という縦紙の紙を資料3の前にございますかと思っております。主な郵政民営化委員会の事務を一覧として列挙させていただいております。今回、民営化法の改正が行われまして、修正が加えられた部分は下線を引いている部分でございます、3年毎の「見直し」と従来ありましたところが、総合的な「検証」というふうに改められています。この趣旨は本来、民営化委員会が自ら制度を作って、実行するというのではなくて、あくまで問題点を把握をさせていただいた上で、必要な意見を政府に対して述べるというのが本来の役割でございますので、その業務の内容により即したというか、よりふさわしい用語に改められたというふうにご理解いただきたいと思います。それから下線を引いてございます中に、先ほど申し上げました金融2社の新規業務の届出といわれるものが出た場合には必ず民営化委員会に通知が行なわれて、必要に応じて委員会の方から意見を述べていただくということが大きな変更点でございます。それから、ここにございます4号事務と書いてあるところは必ず民営化委員会に意見を述べていただく必要がある事務でございます、このうちの主たる事務は②の金融2社の新規業務の認可と⑩の金融2社に関する政省令の制定又は改廃こういったところが今後起こりうるということで想定される事務ではないかというふうに私共は考えてございます。以上短時間で恐縮ですが、また改めましてお時間いただきまして詳しい説明をさせていただきたいと存じ上げます。以上です。

○西室委員長

どうもありがとうございました。今の説明そのものについて何かご質問ございますか。

(次回の委員会は)6月とおっしゃってましたけど、だいたいいつ頃の予定を考えておられますか

○南事務局次長

5月下旬から6月上旬ぐらいにかけて（の開催を考えておりますが）、また改めまして各委員の皆様方にスケジュールを確認いただいて（日程を調整したいと思います）。

○西室委員長

（調整は）早くやっていただかないと、それぞれ皆さんスケジュールがおありでいらっちゃって、昼間は空いている方もいらっちゃいますけれど、しかし、できればできる限り早くスケジュール（の調整をして）いただければありがたいと思います。よろしくお願いします。

○西室委員長

それでは、本日の予定の議事はこれで終了でございますが、何か他に今日ご相談しておくこと、ございませんでしょうか。

よろしければ、これが第76回になるのだそうですけれども、民営化委員会を閉会といたします。次回の委員会は今お話しをしたとおり、6月の出来れば上旬ぐらいには開催するということでございます。その時の説明内容等についても一応、できれば早めに、資料等も確定させていただければと思います。よろしくお願いします。

それでは皆様、以上で終了でございます。ありがとうございました。

以上